

# 【市立札幌啓北商業高等学校 令和6年度 部活動活動方針・基準】

本校では札幌市教育委員会が策定した『札幌市立学校に係る部活動の方針』（平成31年3月策定、令和2年3月最終改定）に基づき、次の通り部活動活動方針・基準を設定する。

## 1 部活動の意義

部活動とは生徒の自主的、自発的な参加により、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義の高いものでもある。

## 2 開設する部活動・外局

### 体育系

男子バスケットボール部 女子バスケットボール部 バレーボール部  
バドミントン部 卓球部 陸上部 サッカー部 ソフトボール部 野球部  
テニス部 ソフトテニス部 アーチェリー部

### 文化系

美術部 書道部 吹奏楽部 簿記部 演劇部 コンピュータ部 ワープロ部  
英語部 華道部 茶道部 マンガ・アニメ部 商業クラブ  
放送局 図書局

## 3 運営のための体制整備

顧問会議の開催(必要に応じて)  
部員・局員名簿の作成(随時更新)  
年間活動計画の作成(4月)  
月間活動計画の作成(毎月)  
大会結果報告の作成(随時)  
教員特殊業務手当実績確認簿の記入(毎週)

## 4 指導・運営に当たっての留意点

### (1)安全への配慮

- ① 活動の際は安全に留意し、事故・けがが発生した際は応急処置を行い、部員はすみやかに顧問と養護教諭に連絡する。
- ② 公道でランニングなどをする際は、交通安全に十分に注意する。
- ③ 休日練習において事故発生(盗難・通院を要するようなけが等)があった場合、顧問は管理職へ速やかに連絡する。

## (2) バランスのとれた活動

- ① 部活動活動方針・基準に従い、生徒・教職員双方の負担の度合いを十分に考慮し活動する。
- ② 活動にあたり、生徒は本校の『令和6年度生徒用規程集』に定められた諸規程を守る。服装・頭髪は部員としてふさわしい状態を保つ。
- ③ 生徒の多様な技能レベルや多様なニーズに配慮し、どの生徒にも持続可能な活動を行う。

## 5 本校における部活動活動基準

日々の活動において下記①～⑨の基準を原則として適用するが、大会やコンクールに向けた活動および活動場所の割当など 各部活動・外局の事情に応じた対応もあり得るものとする。なお、その場合は教職員・生徒にとって過重な活動とならないよう、十分留意しながら計画・活動する。 ※札幌市立学校における部活動活動基準参照

- ① 少なくとも月に1回は、学校として平日にすべての部活動の休養日を設定する。
- ② 少なくとも週に2日程度(平日1日と、土曜日及び日曜日いずれか1日)、休養日を設定する。
- ③ 通常の活動時間は、長くとも平日2時間程度とする(部活動生徒の完全下校は19時30分)。
- ④ 土日、祝日、長期休業期間中の活動時間は、長くとも3時間程度とする。
- ⑤ 長期休業期間中の休養日の設定は学期間中に準じた取扱いとし、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ⑥ 週末に大会参加等で休養日を設定せずに活動した場合には、休養日を他の日に振り返る。
- ⑦ 暑さ指数(WBGT)が31℃以上となった場合、屋外での運動や活動は原則中止し、涼しい室内に移動するなどの対策を行う。また屋内での運動も原則中止とする。
- ⑧ 活動計画とその変更は生徒・保護者に適切に周知する。
- ⑨ 本基準は毎年度策定し、必要に応じて内容の見直しを行う。

部活動活動方針・基準に関する窓口

市立札幌啓北商業高等学校(教頭 梅澤)

TEL (011) 591 - 2021